

社会福祉法人三泉会役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35第1項及び社会福祉法人三泉会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に報酬を支給することができる。

役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

なお、理事長及び役員が理事会に出席し、かつ同日開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬を支払わないものとする。

また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

3 報酬等の支払い方法については、理事長は毎月末に現金または振込みにて支払い、役員、評議員等についてはその出席の都度現金にて支払うものとする。

(常勤役員の勤務報酬)

第4条 前条にかかわらず、週平均3日以上業務にあたる役員に対しては、月額報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会の出席に係る報酬を支払わないものとする。
また、同日に併せて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人や施設に係る苦情対応の業務にあった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合には、別表3により旅費等を支給することができる。
2 旅費は、実費を支給する。
3 業務執行に必要な経費を実費として支給できる。
4 旅費等は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(監査旅費等)

第7条 監事が、法人及び施設の運営状況の監査のため施設に出張し、その業務にあったときは、別表2により日当と交通費を支払う。

(兼務役員)

第8条 施設の役員を兼ねる役員には、この規程の第3条及び第4条は適用しない。

(改正)

第9条 本規定の改正は、理事会並びに評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、1998年4月1日から実施する。
- 2 この規程は、2008年4月1日改正する。
- 3 この規程は、2017年3月30日改正、4月1日より実施する。
- 4 この規程は、2018年4月1日より適用する。
- 5 この規程は、2019年4月1日より適用する。

< 役員報酬 >

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理 事 長 出 席 報 酬	10,000円	実 費 (5,000円を限度とする)
理 事 ・ 監 事 出 席 等 報 酬	7,000円	実 費 (5,000円を限度とする)
評 議 員 会 出 席 等 報 酬	10,000円	実 費 (5,000円を限度とする)
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 外 部 委 員 報 酬	7,000円	実 費 (5,000円を限度とする)
苦 情 対 応 第 三 者 委 員 報 酬	7,000円	実 費 (5,000円を限度とする)

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理 事 長 業 務 報 酬 (日 額)	10,000円	実 費 (5,000円を限度とする)
理 事 及 び 監 事 業 務 報 酬 等 (日 額)	7,000円	実 費 (5,000円を限度とする)
評 議 員 業 務 報 酬 等 (日 額)	10,000円	実 費 (5,000円を限度とする)

別表3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
実 費	20,000円	実 費